

羽曳野市開発指導要綱運用基準

第1章 道路の構造の技術的基準

1. 道路整備については、下記の法令、条例等を遵守し、計画するものとする。
 - ア. 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
 - イ. 羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年羽曳野市条例 36 号）
 - ウ. 移動円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年羽曳野市条例 38 号）
 - エ. その他の道路関係法令等
2. 道路の配置については、下記の事項に留意し、計画するものとする。
 - ア. 安全で安心して通行できる道路の配置を計画すること。
 - イ. 都市計画に適合すること。
 - ウ. 開発区域外の道路と一体となって機能を発揮すること。
 - エ. 住宅における街区の長辺は 80m～120mを標準とすること。
3. 開発区域内の道路の幅員については、下記の事項に留意し、計画するものとする。
 - ア. 区域内の道路の幅員は、開発区域内の発生交通量および開発区域外からの流入交通量等を考慮し、車両および歩行者を安全かつ円滑に通行させるよう計画すること。
 - イ. 区域内の最小道路幅員は、次表のとおりとすること。

予定建築物等の用途	予定建築物等の敷地規模	道路幅員	備考
住宅	限定なし	6.7m以上	※小区間で通行上支障のない場合は、道路幅員を 5.0m以上とすることができる。
住宅以外	1000 ㎡未満	6.7m以上	
	1000 ㎡以上	10.0m以上	
市街化調整区域の開発行為（20ha 以上）（主として第 2 種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為は除く）の幹線街路		13.0m以上	開発区域内の個々の敷地から 250m以内の距離

※道路幅員には、法面等は含まないものとする。

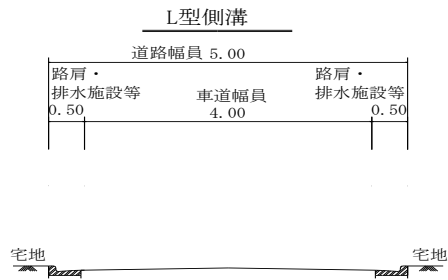
※小区間で通行上支障のない場合とは、次の場合とする。

- (1) 用途が住宅で、1 街区の通行のみ供する場合。
- (2) 用途が住宅以外で、袋小路道路の 35m以内の場合。

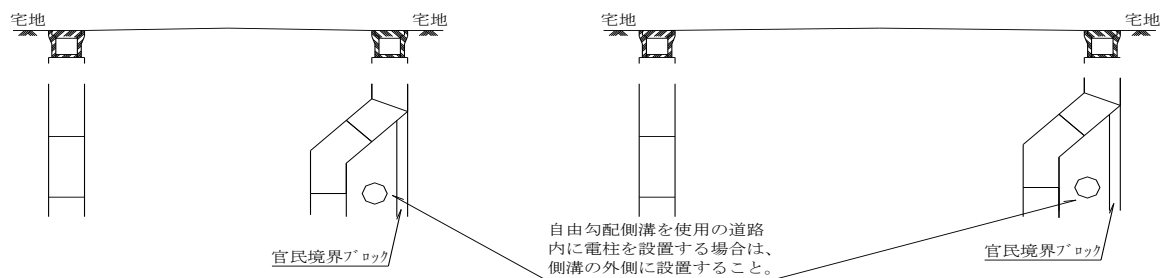
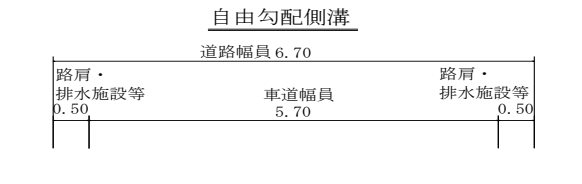
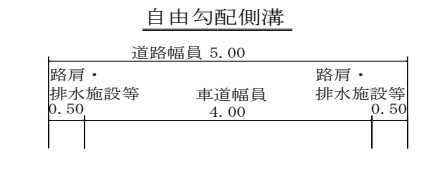
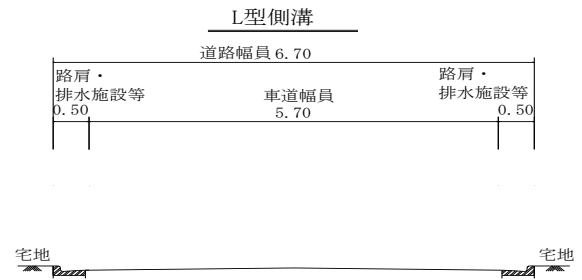
4. 道路の幅員構成については、次に示すものを標準とし、それ以外の場合には、道路管理者と協議し決定するものとする。

●道路幅員が 6.7m以下の道路における幅員構成

・ 5.00m道路

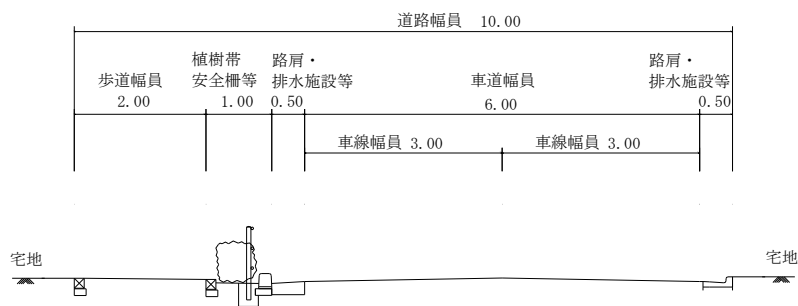


・ 6.70m道路

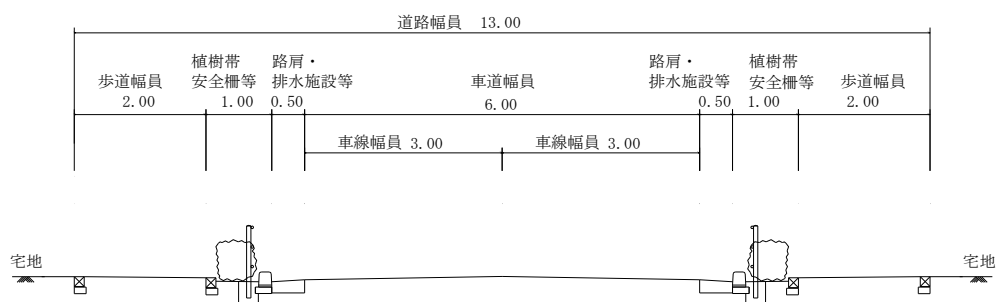


●車道と歩道を分離する道路における幅員構成

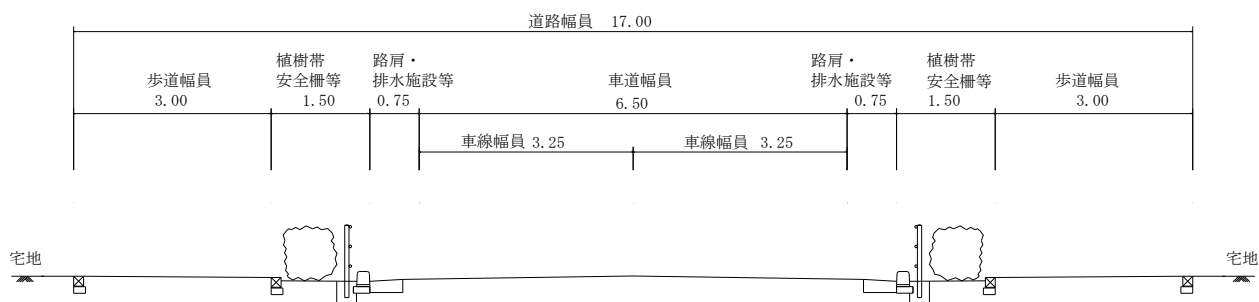
・10.00m道路



・13.00m道路



・17.00m道路



5. 道路の舗装構成については、次に示すものを標準とし、それ以外の場合には、道路管理者と協議し決定するものとする。

用途：住宅以外

二層アスファルトコンクリート (C)

表層	5cm	45cm
基層	5cm	
上層路盤 (RM-25)	15cm	
下層路盤 (RC-40)	20cm	
路床 (CBR値 3%以上)		

表層材料は、再生密粒度As (20mm又は13mm)
基層材料は、再生粗粒度As (20mm)

用途：住宅

アスファルトコンクリート (D)

表層	5cm	40cm
上層路盤 (RM-25)	15cm	
下層路盤 (RC-40)	20cm	
路床 (CBR値 3%以上)		

表層材料は、再生密粒度As (13mm)

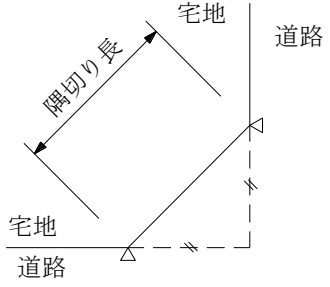
用途：住宅

透水性アスファルトコンクリート (D)

表層 (開粒度)	5cm	45cm
上層路盤 (RM-25)	15cm	
下層路盤 (RC-40)	20cm	
フィルター層 (RC-10)	10cm	
路床 (CBR値 3%以上)		

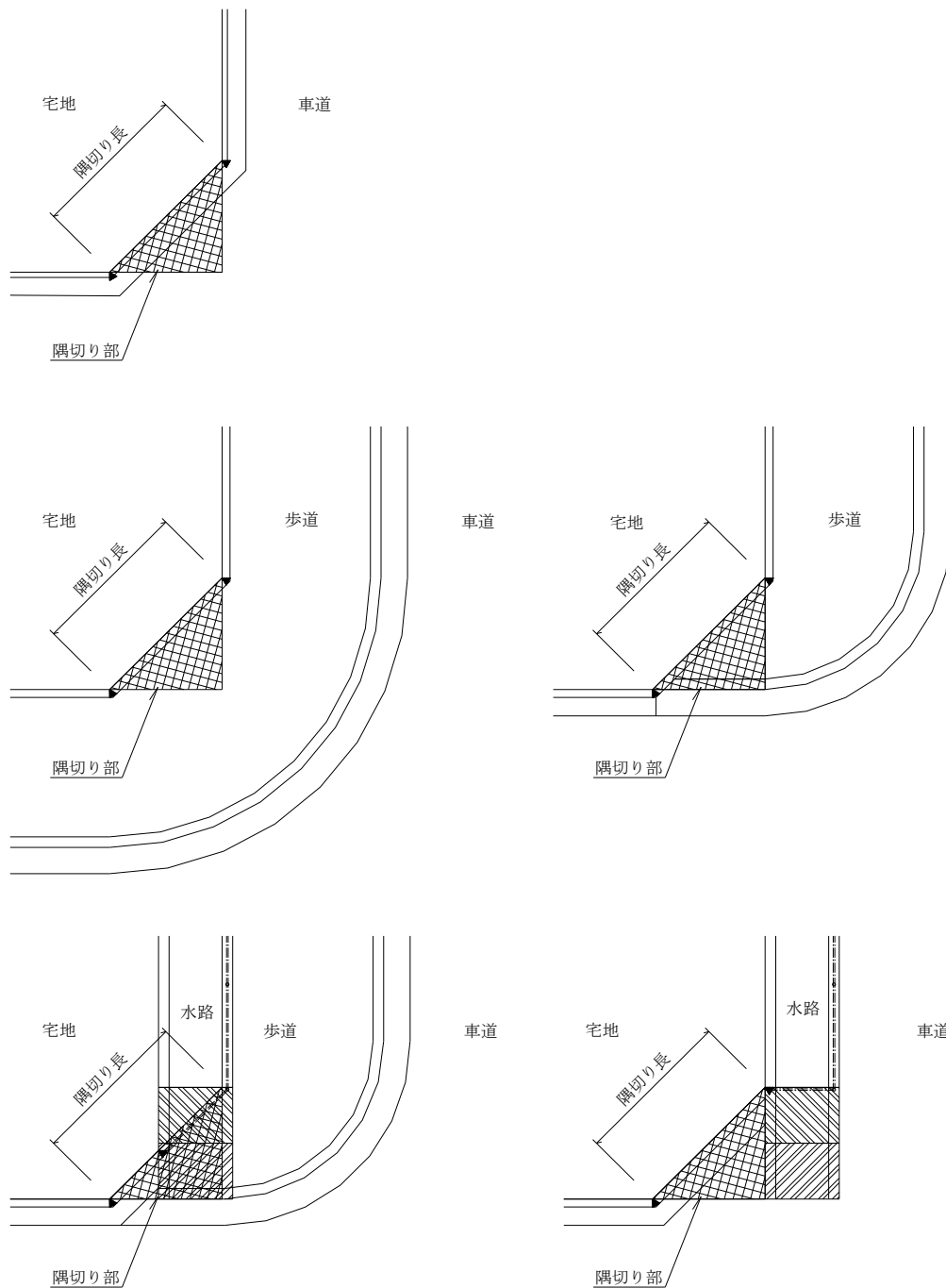
表層材料は、開粒度As (13mm) [改質Ⅱ型以上]

6. 平面交差点については、次に示す事項に留意し、計画するものとする。
- ア. 交差角は、直角または直角に近い角度（75° 以上）とすること。但し、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し決定すること。
 - イ. 交差点形状は、視認性・安全性の確保から T 字または十字の形態を基本とすること。但し、特にやむを得ず変則の交差点となる場合は、道路管理者と協議を行い事故の無いように最善の対策を検討し、計画すること。
7. 道路の縦断勾配については、次に示す事項に留意し、計画するものとする。
- ア. 道路幅員が 7.0m 未満の道路における交差点部の縦断勾配は、視認性・安全性の確保から停止線（開発側の隅切り）から 6.0m 以上は縦断勾配を 2.5% 以下とすること。但し、特にやむを得ない場合および幅員が 7.0m 以上の道路の場合は、道路管理者と協議し決定すること。
 - イ. 道路幅員が 7.0m 未満の道路における車道の縦断勾配は、9.0% 以下とすること。但し、特にやむを得ない場合および幅員が 7.0m 以上の道路の場合は、道路管理者と協議し決定すること。
 - ウ. 歩道の縦断勾配は、5.0% 以下とすること。但し、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し決定すること。
8. 道路の横断勾配については、次に示す事項を基本とし、計画するものとする。
- ア. 車道の横断勾配は、道路中心より路肩側に向かって 1.5% とすること。但し、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し決定すること。
 - イ. 歩道の横断勾配は、宅地側より車道側に向かって透水性舗装の場合は 1.0% とし、非透水性舗装の場合は 2.0% とすること。但し、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し決定すること。
9. 隅切りについては、次に示す事項を基本とし、計画するものとする。
- ア. 平面交差点部・曲がり角部においては、歩行者・自転車・自動車等の安全かつ円滑な通行を確保する為、両側に隅切りを設けること。
 - イ. 隅切り長については、次表に示す値を基準とすること。

道路幅員	5.0m	6.7m	10.0m	13.0m	備 考
5.0m	3.0m	3.0m	3.0m	注)	 隅切りは、二等辺三角形とする。
6.7m	3.0m	4.5m	4.5m	4.5m	
10.0m	3.0m	4.5m	6.0m	6.0m	
13.0m	注)	4.5m	6.0m	10.0m	

- ※ ・注) 又は上記以外については、道路管理者と協議し決定すること。
- ・事業用地の確保等において、やむを得ず上表の隅切り長を確保できない場合は、交通安全対策等を検討し、道路管理者と協議を行い承認を得ること。
 - ・上記隅切り長により隅切り部分が 2 m 未満となる場合は 2 m 以上確保すること。

ウ．隅切り長の考え方は、下記に示す通りとすること。



※水路蓋の構造については、道路管理者と協議すること。

10. 道路排水施設については、次に示す事項を基本とし、計画するものとする。

ア．歩道のない道路においては、道路と宅地の境界に道路排水施設を設置すること。

イ．道路の縦断勾配が5.0%を超える場合は、道路管理者と協議の上、必要に応じて横断側溝を設置すること。

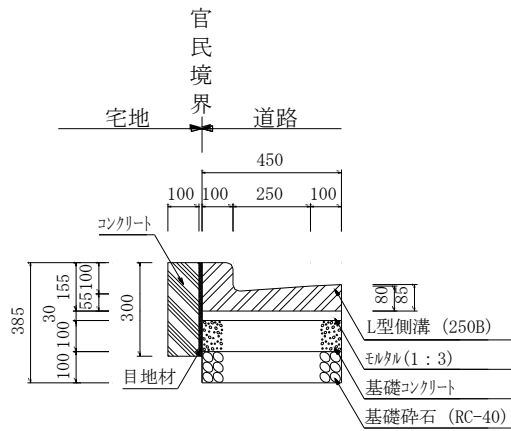
ウ．当該開発区域内における道路排水施設の流末については、開発区域内の排水が問題なく処理が図れる範囲まで施工を行うこと。

エ．排水施設の基本的な断面は次に示すものを標準とすること。但し、これ以外の排水施設を設ける場合は、道路管理者と協議し、決定すること。

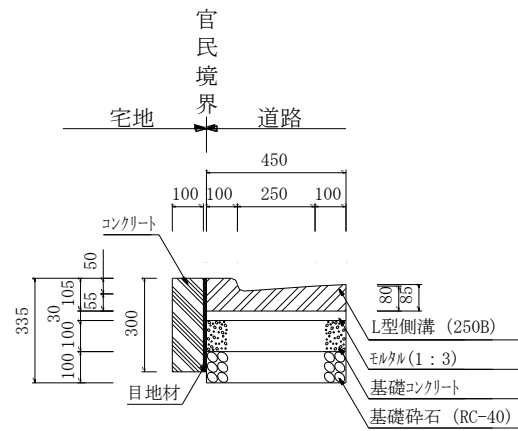
● L 型側溝 (JIS A5306)

鉄筋コンクリート L 型側溝 (250B)

〔一般部〕

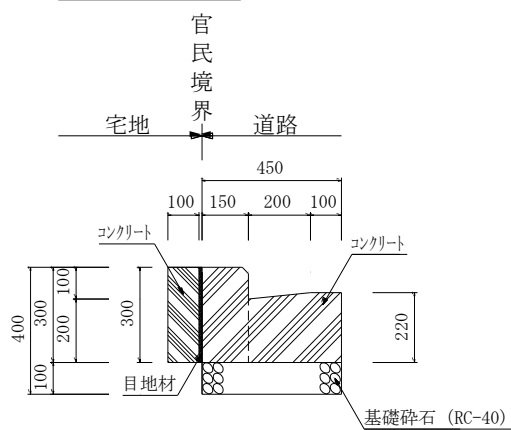


〔乗入部〕

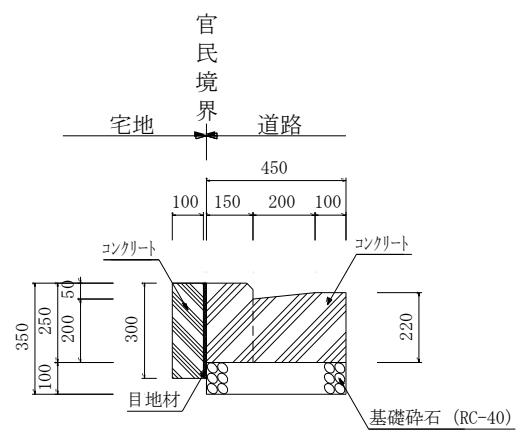


● 現場打ち L 型側溝

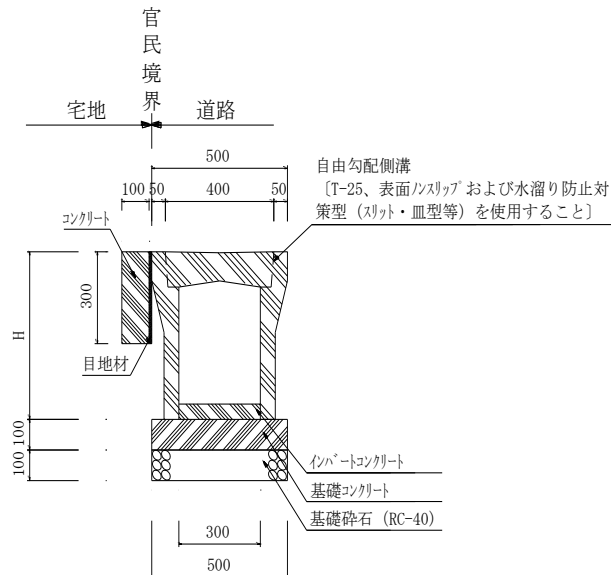
〔一般部〕



〔乗入部〕

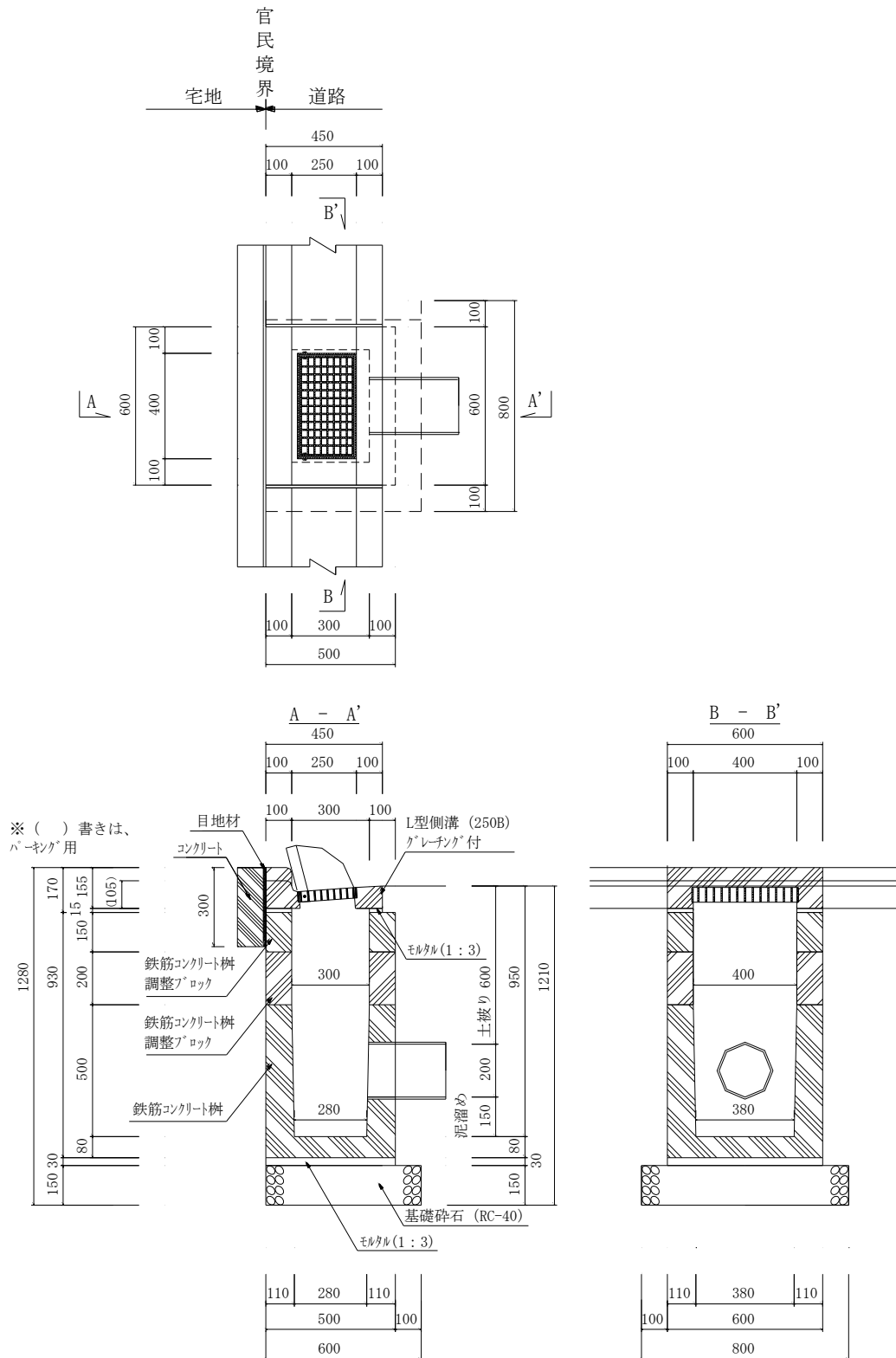


● 自由勾配側溝 (300)



● 集水桝

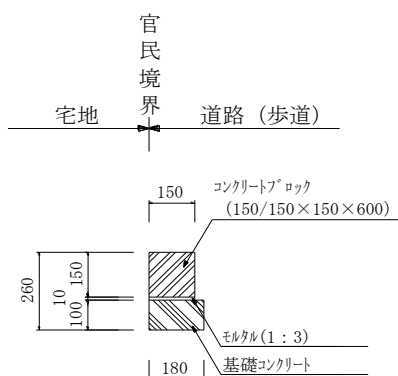
集水桝については、排水不良を起こさないよう適正な配置を計画すること。集水桝の間隔は 20m程度に 1 箇所設置すると共に隅切り部においても隅切り毎に 1 箇所設置すること。



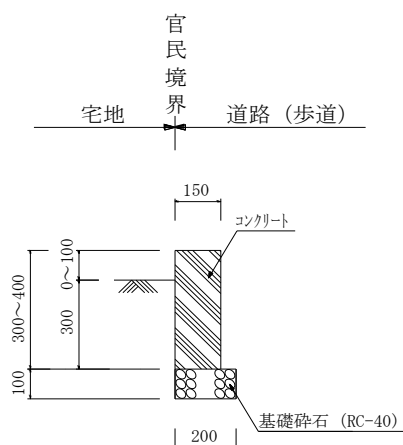
11. 道路構造物（官民境界、重力擁壁）については、次に示すものを標準とする。また、それ以外の構造物を設ける場合には、道路管理者と協議し決定するものとする。

● 官民境界

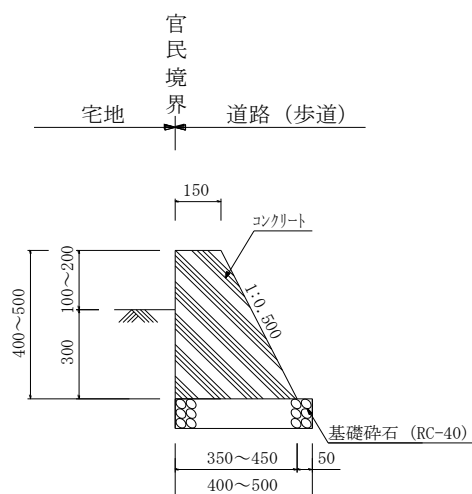
・ 官民境界（A型）



・ 官民境界（B1型）

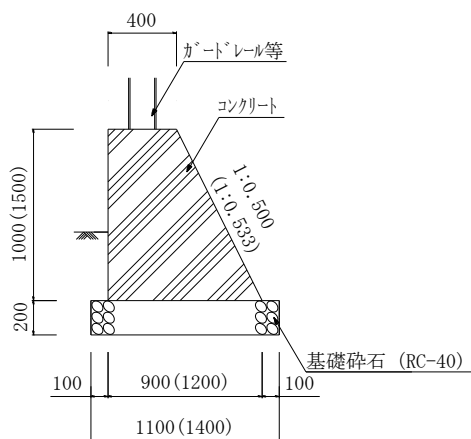


・ 官民境界（B2型）

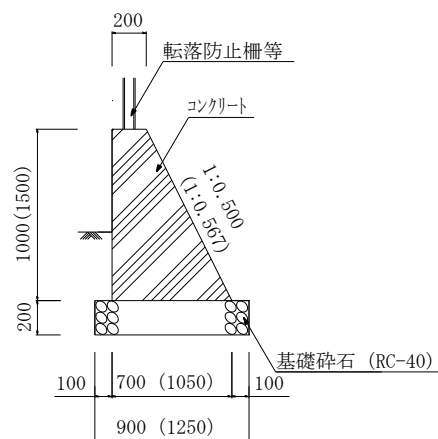


● 重力擁壁

・ 重力擁壁（車道用）



・ 重力擁壁（歩道用）



第2章 道路の検査および引継ぎ

1. 現場検査については、以下に示す「イ. 完了検査」、「ロ. 路盤検査」、「ハ. 舗装検査」を行うものとする。なお、現場検査は、官民の境界標を施工後に行うものとし、申請書類および検査書類（下記 2. 検査書類）により道路課へ帰属する道路構造物等について検査するものとする。但し、検査時に不適格で手直し等が発生した場合は、道路管理者の指示に従い、承認を得るものとする。

ア. 完了検査は、道路の延長、幅員、道路構造物等について検査を行うものとし、道路構造物等については基礎砕石、基礎コンクリート、躯体の厚み等を確認及び検査ができるようにすること。但し、確認することが困難な構造物については、出来形写真等を準備し、道路管理者の確認を得ること。

イ. 路盤検査は、路盤の完成状態で、厚み、たわみ等の検査を行い、道路管理者の承認を得ること。なお、たわみ等が発生した場合は、路床・路盤の改良等を行うこと。

※たわみ検査とは、路盤の状態で4t ダンプトラックの荷台に土砂等を満載し、路盤上を走行し、路盤のたわみ状況を目視により確認するものである。

ウ. 舗装検査は、アスファルト舗装後に舗装の外観検査および舗装コア採取による厚み、密度等の検査を行い、道路管理者の承認を得ること。

2. 検査書類については、下記に示すものとし、「完了検査」前に道路管理者へ提出するものとする。なお、工事施工管理基準は、大阪府都市整備部「土木工事施工管理基準」によるものとする。

ア. 出来形図 ・ 帰属する各種構造物
(道路排水施設、擁壁、境界ブロック、防護柵等)

イ. 出来高図 ・ 平面図、縦断図、横断図

ウ. 工事写真 ・ 施工状況写真、出来形写真、完了写真

エ. 舗装コア ・アスファルト舗装厚の確認

オ、その他、道路管理者が必要と認める検査書類

3. 道路の引継ぎについては、次に示す書類を提出し、舗装検査を受けることで、完了するものとする。

ア. 完了検査時に提出された出来形図・写真等の検査書類は、道路の引継書類の一部を担うものとする。

イ. 完了検査後に本開発指導要綱第 30 条の規定に基づき、道路管理者に「道路維持管理願（様式第 9 号の 1）」を提出すること。また、給排水およびガス工事等が未完了のため道路部分が未舗装となっている場合は、「道路舗装および維持管理に関する誓約書（別紙）」を合わせて提出すること。

ウ. 道路の管理引継ぎについては、舗装完了後に道路管理者へ舗装コアを提出し、舗装検査を行い、承認した時点をもって羽曳野市の管理とする。それまでの間は、開発者にて維持管理を行うこと。

(別紙)

道路舗装および維持管理に関する誓約書

年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

申請者 住所

氏名

印

今般、羽曳野市 外 筆において、都市計画法 29 条の許可を受け、開発工事を行い完了検査を受けましたが、現在道路部分が未舗装となっております。上記工事が完了しだい、貴市開発指導要綱運用基準どおり舗装を行い、速やかに検査をうけます。また検査合格までは、当方が責任を持って施設を維持管理し、建築工事に伴って排出する資材（ノロ等）は、排水管等に流出しないこと、破損した道路構造物等は復旧することを合わせて誓約いたします。

第3章 公園等の基準

1. 開発行為に伴う公園及び緑地（以下「公園等」という。）は、次の表の基準によって設置しなければならない。

開発区域の規模	公園等の総面積	設置内容
0.3ha 以上 5ha 未満	開発区域面積の3%以上	公園 1ヶ所 90 m ² 以上 緑地 植栽等 (予定建築物の用途が住宅の場合は公園を設置)
5ha 以上 20ha 未満		公園 1ヶ所 300 m ² 以上 1,000 m ² 以上の公園を 1ヶ所以上設置 (予定建築物等の用途が住宅以外の場合は公園等を設置)
20ha 以上		公園 1ヶ所 300 m ² 以上 1,000 m ² 以上の公園を 2ヶ所以上設置 (予定建築物等の用途が住宅以外の場合は公園等を設置)

なお、大阪府自然環境保全条例第28条により自然環境に影響を及ぼす行為を行う場合（開発区域面積1ha以上で住宅地を造成する場合、その他）は、同条例による基準があるので担当部局と協議すること。

2. 公園等の位置及び形状

- (1) 利用者が安全かつ快適に利用できる位置とすること。
- (2) 原則として公道に接して設けること。
- (3) 矩形に近い整形で平坦地として低湿地、日影地、高圧線下を避けること。
- (4) 公園施設（都市公園法第2条第2項）以外による地上及び地下の使用及び占有がないこと。ただし、都市公園法第7条に規定する占有物件及び市が管理する施設についてはこの限りではない。
- (5) 緑地は敷地境界に接して設けること。

3. 公園等の構造

- (1) 公園の出入口は2ヶ所以上設け、車止めを設置すること。ただし、一部は車両出入りのため脱着式又は可動式とし、鍵は市指定の共通鍵を設置すること。
- (2) 公園の出入口には段差を設けないこと。
- (3) 公園の敷地外周部は丈夫なパネルフェンス等（高さ1800mm程度で目隠しするとともに景観等に配慮すること。）で区域を明確にすること。また、公園の敷地外周部の変化点には境界標を設置すること。

- (4) 耐久性のある材料で園名板及び利用者への注意看板を設置すること。大きさ、内容等については市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 公園内の遊具、休養施設等の設置については、事業者が創意工夫し、安全性及び耐久性のある製品で補修が容易な素材を使用するよう配慮するとともに、市と協議のうえ決定し、配置間隔を考慮して設置すること。また、場合によっては安全柵を設けること。
- (6) 公園内はボール遊びができない施設配置とすること。
- (7) 公園灯・手洗い場を設けること。
 - ①公園灯は、夜間に暗部ができないよう照度を考慮し配置するとともに、LED又は省エネ対応の製品を採用すること。
 - ②手洗い場は、こども、高齢者及び車椅子対応の製品を採用すること。
- (8) 公園内に砂場を設ける場合は、砂の補充等の作業が容易な範囲とすること。
- (9) 公園面積の30%以上を緑化するものとし、植栽計画について市と協議すること。
 - ①灌水のため散水栓を設け、場合によっては自動灌水も考慮すること。
 - ②人が潜める場所を設けないこと。
 - ③アレルギーの発生源となるような植物を植えないこと。
 - ④高木は敷地境界付近には配置しないこと。
- (10) 公園内の排水については、有効に排出できる排水施設を設置すること。
- (11) 緑地を設置する場合は、植栽計画、管理等について市と充分協議すること。
- (12) 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に適合させること。

4. その他

- (1) 工事完了後、帰属時まで、羽曳野市都市公園台帳作成要領に基づく図書を提出すること。
- (2) 当該運用基準に定めのない事項については、事前に市と協議のうえ決定するものとする。

第4章 公共の用に供する排水施設の基準

1. 計画下水量及び流量等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共の用に供する排水管渠（以下「排水管」という。）の断面は、次の事項を考慮して定めた計画下水量を有効に排出できるものとする。

污水管渠 —— 計画時間最大汚水量

雨水管渠 —— 計画雨水量

合流管渠 —— 計画時間最大汚水量に計画雨水量を加えた水量

- (2) 家庭汚水量の算定式については、次のとおりとすること。

計画時間最大汚水量原単位×200%×戸数×4人

(計画時間最大汚水量原単位 700ℓ/人・日)

- (3) 住宅以外の用途のものについてはそれぞれ用途に応じた排水量を算定すること。

- (4) 計画雨水量の算定式については、次のとおりとすること。

① 算定式

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

$$I : \frac{460}{t^{0.55}}$$

Q : 計画雨水量 (m³/秒)

I : 降雨強度 (mm/hr)

C : 流出係数 (C=0.48)

t : 流達時間 (分) = t₁ + t₂

A : 集水面積 (ha)

t₁ : 流入時間 (分)

t₂ : 流下時間 (分)

- ② 別表（第3表）の数値（ha当たりの流出量）を使用する場合は、次のとおりとすること。

Q = (第3表による、ha当たりの流出量) × A

なお、地域森林計画対象民有林及び砂防指定区域内の場合は、別途基準があるので大阪府担当部局と協議すること。

- (5) 排水管の流速は、次式により（管渠はクッター公式、函渠及び開渠はマニング公式）算定するものとする。

（クッターの公式）管渠

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R} \cdot \sqrt{I}$$

$$Q = A \cdot V$$

（マニングの公式）函渠、開渠

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

$$R : \text{径深} = \frac{A}{P} \quad (\text{m})$$

V : 流速 (m/秒) n : 粗度係数 (ビューム管、コンクリート 2 次製品 : 0.013)
 I : 勾配 (塩ビ管 : 0.010)
 Q : 流量 (m³/秒) (現場打ちコンクリート、不明 : 0.015)
 A : 流水の断面積 (m²) P : 流水の潤辺長 (m)

(6) 排水管等における設計流速は次のとおりとする。

- ①汚水管渠⇒ (最小 0.6m/秒 < 最大 3.0m/秒) の範囲とする。
 ②雨水管渠⇒ (最小 0.8m/秒 < 最大 3.0m/秒) の範囲とする。
 ただし、勾配は 5‰を標準とする。

2. 汚水管、雨水管及び合流管は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 汚水管の最小管径は 200mm、雨水管及び合流管の最小管径は 300mm とする。
 (2) 管渠は管頂接合を基本とする。また、同じ管径のマンホール接合は、2cm 以上の落差を設けること。
 (3) 汚水管の管種はゴム輪受け口管 (VU) を使用し、基礎は砂基礎 360° 巻き (厚さ 10cm) を基本とする。

3. 埋設方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 排水管等の土被りは、最低 1.0m とする。ただし、国道及び府道については、道路管理者と協議し、土被りを決定すること。
 (2) 開発区域の状況により止むを得ない場合は、取付管その他の埋設物及び活荷重等を考慮して支障のない深さとする。なお、この場合には、当該道路管理者と協議すること。
 (3) 本管及び取付管は、管天より上部 0.3m の位置に埋設表示テープを設置すること。

4. マンホールは、次の各号に定めるところによる。

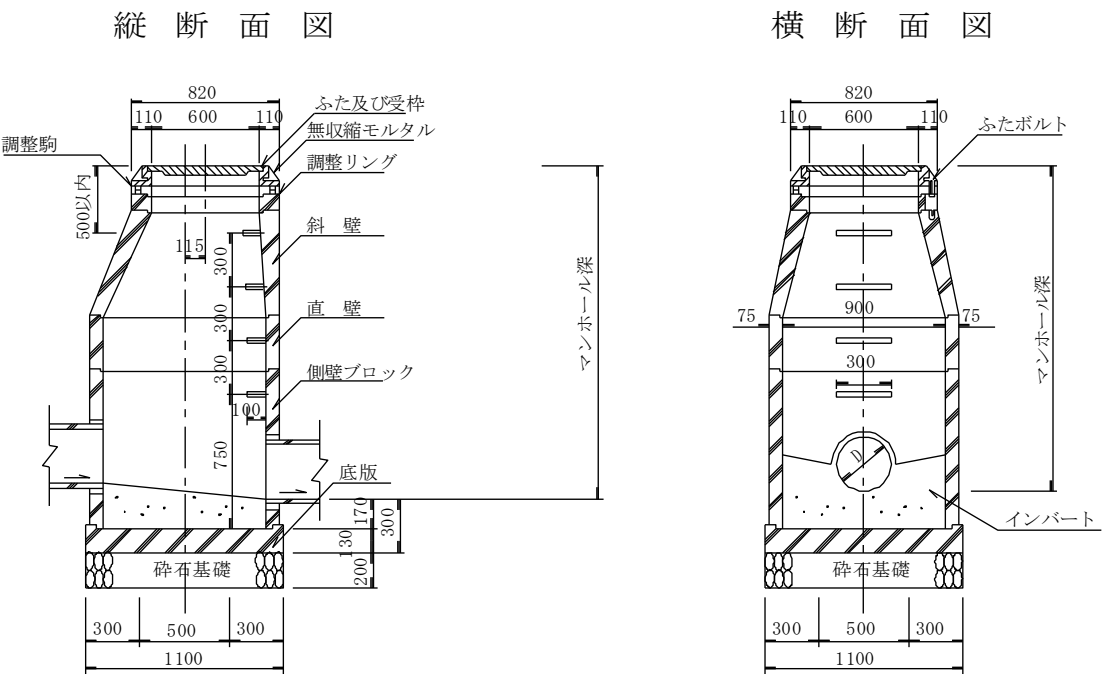
- (1) マンホールは、維持管理のうえで必要な箇所、管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所及び管渠の会合する箇所に必要に応じて設けること。
 (2) 管渠の直線部のマンホールの最大間隔は、管渠径によって、下記の表を標準とすること。

管渠径 (mm)	600 以下	1000 以下
最大間隔 (m)	75	100

- (3) 汚水管の上流管底と下流管底の差が 60cm 以上ある場合は、副管を設置すること。
 なお、外副管を基本とする。
 (4) 雨水マンホールの下部は、深さ 15cm の泥だめを設けること。また汚水マンホールの下部は、インバート仕上げとすること。
 (5) 雨水マンホールで管渠の落差が 60cm 以上の場合や著しく流速・流量が大きい場合は、底部の洗掘を防ぐため石張等で補強すること。
 (6) マンホールの蓋は羽曳野市章入りを使用し、処理区域については「汚水」「雨水」のそれぞれの文字入りを使用し、それ以外の区域については「雨水」の文字入りのダクトイル鋳鉄製とすること。
 また、マンホール蓋の向きは、市章の V の先端部が下流向きになるように設置すること。

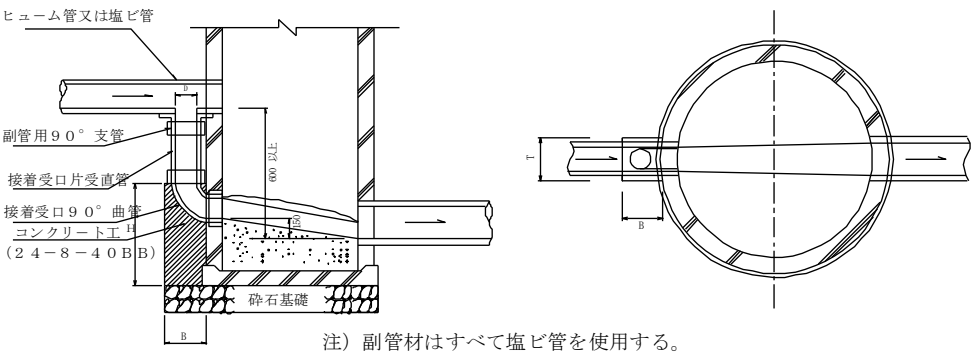
- (7) 車道についてはT-25、歩道についてはT-14 のマンホールの蓋とすること。
- (8) 標準マンホールの形状別用途については、第 1 表及び第 2 表を標準とすること。
- (9) 1 号マンホール及び外副管取付については、次の標準図等を参照すること。

1 号マンホール標準図(組立マンホール)



外副管取付標準図(組立式)

※ (上流側管底高)－(下流側管底高) > 60cm のとき副管を使用する



単位：mm

本管	副管D	B	T	H
200	150	300	300	400+300
250～400	200	350	350	450+300
450	250	400	400	500+300

第1表 下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホールの形状別用途

呼び方	形 状 寸 法	用 途
円 形 0 号 マンホール	内 径 75cm 円形	小規模な排水又は起点ほかの埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合
円 形 1 号 マンホール	内 径 90cm 円形	管の起点及び内径 500mm 以下の管の中間点並びに内径 400mm までの管の会合点
円 形 2 号 マンホール	内 径 120cm 円形	内径 800mm 以下の管の中間点及び内径 400mm 以下の管の会合点
円 形 3 号 マンホール	内 径 150cm 円形	内径 1100mm 以下の管の中間点及び内径 700mm 以下の管の会合点
円 形 4 号 マンホール	内 径 180cm 円形	内径 1200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
円 形 5 号 マンホール	内 径 220cm 円形	内径 1500mm 以下の管の中間点及び内径 1100mm 以下の管の会合点

※用途欄の内径は、推進工法用鉄筋コンクリート管を接続に使用した場合を設定。

第2表 矩形（現場打ち及び工場製品）マンホールの形状別用途

呼び方	形 状 寸 法	用 途
特 1 号 マンホール	内 径 60×90 c m 角形	土披りが特に少ない場合、他の埋設物等の関係で円形マンホールが設置できない場合
特 2 号 マンホール	内 径 120×120 c m 角形	内径 1000mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
特 3 号 マンホール	内 径 150×120 c m 角形	内径 1200mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
特 4 号 マンホール	内 径 180×120cm 角形	内径 1500mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
5 号 マンホール	内 径 210×120cm 角形	内径 1800mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
6 号 マンホール	内 径 260×120cm 角形	内径 2200mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
7 号 マンホール	内 径 300×120cm 角形	内径 2400mm 以下の管の中間点又は最大内径 1000mm（流入角度 90°）の会合点 現場状況に応じて円形又はく形を選択する
現 場 打 ち 管 渠 用 マンホール	内のり $D_1 \times D_2$ c m 角形	矩形渠、馬てい形渠等及びシールド工法による管渠の中間点 雨水吐、マンホールポンプ室

※ 用途欄の内径は、鉄筋コンクリート管を接続に使用した場合を設定。

5. 足掛金物の設置については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 足掛金物は、道路天より 50 c m以内に設置し、完全樹脂被覆製金物を使用し、30cm 間隔で設置すること。
6. 取付管及び汚水枦は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 宅地からの取付管は、ゴム輪受け口管 (VU) を使用し、基礎は砂基礎 360° 巻き (厚さ 10cm) を基本とすること。
 - (2) 汚水枦は、1 宅地に 1 箇所、塩化ビニル製汚水枦 (F 型) を基本とし、道路境界より 1m 以内の私有地内に設置するものとする。
 - (3) 汚水枦の枦深は、 $H=0.8\text{m}$ 以上を基本とし、下記の式により算出すること。また、敷地に高低差があるときは、別途協議すること。

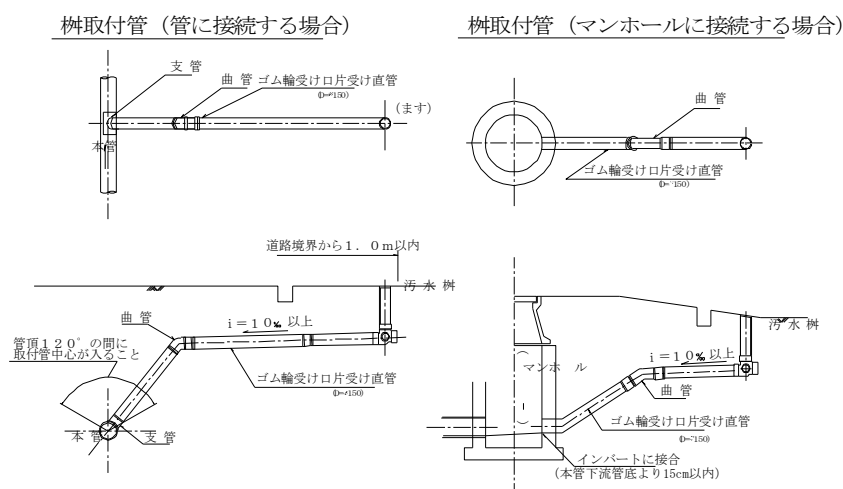
$$H = 20 / 1000 \times L + 0.3$$

L : 宅地の外周延長の 1/2 とする。

なお、枦深が 1.2m を越えるときは、F 型マルチ (流入方向自在型) を使用すること。

- (4) 汚水取付管の管こう配は、10‰以上とすること。
- (5) 汚水取付管の管径は、 $\phi 150\text{mm}$ とすること。
- (6) 取付管は管渠に接続することを基本とし、中間マンホールには接続しないこと。
最上部マンホールに接続するときは、本管下流底より 0.15m 以内に取り付け、インバート仕上げとすること。
- (7) 支管は管頂 120° の範囲に取り付けること。
- (8) 取付管の位置は、マンホールから 0.5m 以上又、隣接取付管との間隔は 1.0m 以上をとること。
- (9) 雨水最終枦からの取付け管の管径は $\phi 150\text{mm}$ 以上とし、道路集水枦から雨水本管への取付け管の管径は $\phi 200\text{mm}$ 以上とすること。

汚水枦取付管布設標準図 (硬質塩化ビニル管)



※汚水枦は必ず鉛直に据付けること
※重車同等防護蓋の必要がある所は、 $\phi 200$ 用防護蓋を設置すること

7. 申請時における添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 排水施設平面図

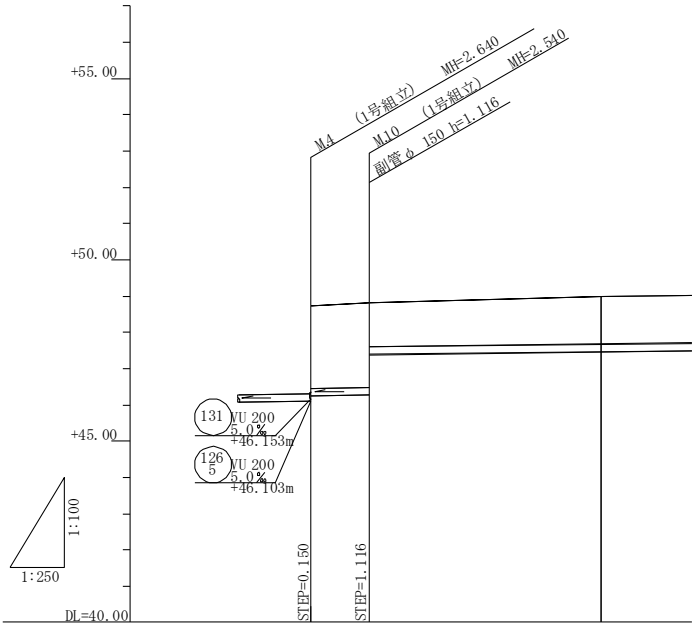
縮尺 1/250~1/500

管径、延長、勾配を記入したもの
- (2) 断面図

縦断 1/100、横断は平面図と同じ

放流水路の断面、勾配を記入したもの
- (3) 構造詳細図
- (4) 流量計算書

縦断面図 $\frac{V}{H} = \frac{1:100}{1:250}$

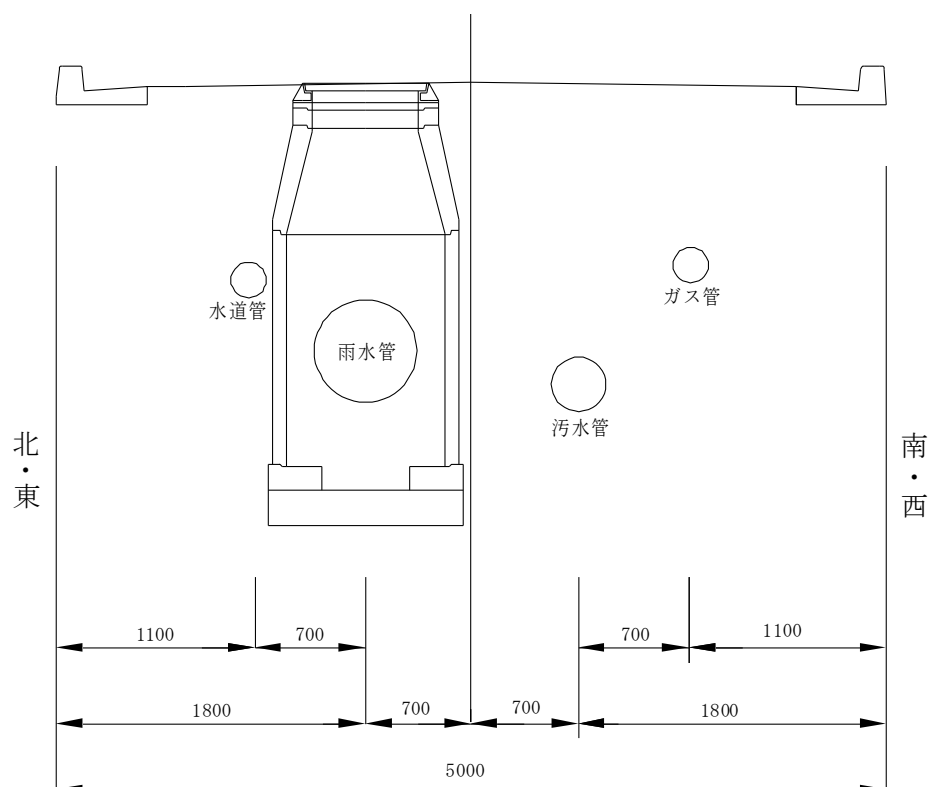


管 径 勾 配	VU 200 5.0%		
人 孔 間 距 離	4.00	32.50	
現 況 地 盤 高	48.726	48.813	48.980
計 画 地 盤 高	48.726	48.813	48.980
土 被 り	2.270	2.330	1.300
管 底 高	46.253	46.273	47.469
追 加 距 離	0.00	4.00	20.00
単 距 離	0.00	4.00	16.00
測 点	M. 4	M. 10	No. 5

8. その他の事項については、市下水道部の設計基準及び「下水道施設計画・設計指針と解説」に適合させること。

9. 各埋設管の占用位置については、次の道路断面参考図を基本とすること。

道路断面参考図（道路幅員 5,000）



第 3 表 羽 曳 野 市 h a 当 たり 流 出 量 表

(ha 当 たり 流 出 量) = $1/360 \cdot C \cdot I$ [m/秒/ha]

シャーマン I = $460/t^{0.55}$ (10 年 確 立)

流 出 係 数 C=0.48

分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量	分	流 出 量
7.1	0.209	12.1	0.156	17.1	0.129	22.1	0.112	27.1	0.100	32.1	0.091	37.1	0.084	42.1	0.078	47.1	0.074	52.1	0.070
7.2	0.207	12.2	0.155	17.2	0.128	22.2	0.111	27.2	0.100	32.2	0.091	37.2	0.084	42.2	0.078	47.2	0.074	52.2	0.070
7.3	0.206	12.3	0.154	17.3	0.128	22.3	0.111	27.3	0.099	32.3	0.091	37.3	0.084	42.3	0.078	47.3	0.074	52.3	0.070
7.4	0.204	12.4	0.154	17.4	0.127	22.4	0.111	27.4	0.099	32.4	0.091	37.4	0.084	42.4	0.078	47.4	0.073	52.4	0.070
7.5	0.202	12.5	0.153	17.5	0.127	22.5	0.111	27.5	0.099	32.5	0.090	37.5	0.084	42.5	0.078	47.5	0.073	52.5	0.069
7.6	0.201	12.6	0.152	17.6	0.127	22.6	0.110	27.6	0.099	32.6	0.090	37.6	0.083	42.6	0.078	47.6	0.073	52.6	0.069
7.7	0.200	12.7	0.152	17.7	0.126	22.7	0.110	27.7	0.099	32.7	0.090	37.7	0.083	42.7	0.078	47.7	0.073	52.7	0.069
7.8	0.198	12.8	0.151	17.8	0.126	22.8	0.110	27.8	0.099	32.8	0.090	37.8	0.083	42.8	0.078	47.8	0.073	52.8	0.069
7.9	0.197	12.9	0.150	17.9	0.125	22.9	0.110	27.9	0.098	32.9	0.090	37.9	0.083	42.9	0.078	47.9	0.073	52.9	0.069
8.0	0.195	13.0	0.150	18.0	0.125	23.0	0.109	28.0	0.098	33.0	0.090	38.0	0.083	43.0	0.077	48.0	0.073	53.0	0.069
8.1	0.194	13.1	0.149	18.1	0.125	23.1	0.109	28.1	0.098	33.1	0.089	38.1	0.083	43.1	0.077	48.1	0.073	53.1	0.069
8.2	0.193	13.2	0.148	18.2	0.124	23.2	0.109	28.2	0.098	33.2	0.089	38.2	0.083	43.2	0.077	48.2	0.073	53.2	0.069
8.3	0.192	13.3	0.148	18.3	0.124	23.3	0.109	28.3	0.098	33.3	0.089	38.3	0.083	43.3	0.077	48.3	0.073	53.3	0.069
8.4	0.190	13.4	0.147	18.4	0.124	23.4	0.108	28.4	0.097	33.4	0.089	38.4	0.082	43.4	0.077	48.4	0.073	53.4	0.069
8.5	0.189	13.5	0.147	18.5	0.123	23.5	0.108	28.5	0.097	33.5	0.089	38.5	0.082	43.5	0.077	48.5	0.073	53.5	0.069
8.6	0.188	13.6	0.146	18.6	0.123	23.6	0.108	28.6	0.097	33.6	0.089	38.6	0.082	43.6	0.077	48.6	0.072	53.6	0.069
8.7	0.187	13.7	0.145	18.7	0.123	23.7	0.108	28.7	0.097	33.7	0.089	38.7	0.082	43.7	0.077	48.7	0.072	53.7	0.069
8.8	0.185	13.8	0.145	18.8	0.122	23.8	0.107	28.8	0.097	33.8	0.088	38.8	0.082	43.8	0.077	48.8	0.072	53.8	0.069
8.9	0.184	13.9	0.144	18.9	0.122	23.9	0.107	28.9	0.096	33.9	0.088	38.9	0.082	43.9	0.077	48.9	0.072	53.9	0.068
9.0	0.183	14.0	0.144	19.0	0.121	24.0	0.107	29.0	0.096	34.0	0.088	39.0	0.082	44.0	0.077	49.0	0.072	54.0	0.068
9.1	0.182	14.1	0.143	19.1	0.121	24.1	0.107	29.1	0.096	34.1	0.088	39.1	0.082	44.1	0.076	49.1	0.072	54.1	0.068
9.2	0.181	14.2	0.143	19.2	0.121	24.2	0.106	29.2	0.096	34.2	0.088	39.2	0.082	44.2	0.076	49.2	0.072	54.2	0.068
9.3	0.180	14.3	0.142	19.3	0.120	24.3	0.106	29.3	0.096	34.3	0.088	39.3	0.081	44.3	0.076	49.3	0.072	54.3	0.068
9.4	0.179	14.4	0.141	19.4	0.120	24.4	0.106	29.4	0.096	34.4	0.088	39.4	0.081	44.4	0.076	49.4	0.072	54.4	0.068
9.5	0.178	14.5	0.141	19.5	0.120	24.5	0.106	29.5	0.095	34.5	0.087	39.5	0.081	44.5	0.076	49.5	0.072	54.5	0.068
9.6	0.177	14.6	0.140	19.6	0.119	24.6	0.105	29.6	0.095	34.6	0.087	39.6	0.081	44.6	0.076	49.6	0.072	54.6	0.068
9.7	0.176	14.7	0.140	19.7	0.119	24.7	0.105	29.7	0.095	34.7	0.087	39.7	0.081	44.7	0.076	49.7	0.072	54.7	0.068
9.8	0.175	14.8	0.139	19.8	0.119	24.8	0.105	29.8	0.095	34.8	0.087	39.8	0.081	44.8	0.076	49.8	0.071	54.8	0.068
9.9	0.174	14.9	0.139	19.9	0.118	24.9	0.105	29.9	0.095	34.9	0.087	39.9	0.081	44.9	0.076	49.9	0.071	54.9	0.068
10.0	0.173	15.0	0.138	20.0	0.118	25.0	0.104	30.0	0.094	35.0	0.087	40.0	0.081	45.0	0.076	50.0	0.071	55.0	0.068
10.1	0.172	15.1	0.138	20.1	0.118	25.1	0.104	30.1	0.094	35.1	0.087	40.1	0.081	45.1	0.075	50.1	0.071	55.1	0.068
10.2	0.171	15.2	0.137	20.2	0.117	25.2	0.104	30.2	0.094	35.2	0.087	40.2	0.080	45.2	0.075	50.2	0.071	55.2	0.068
10.3	0.170	15.3	0.137	20.3	0.117	25.3	0.104	30.3	0.094	35.3	0.086	40.3	0.080	45.3	0.075	50.3	0.071	55.3	0.067
10.4	0.169	15.4	0.136	20.4	0.117	25.4	0.104	30.4	0.094	35.4	0.086	40.4	0.080	45.4	0.075	50.4	0.071	55.4	0.067
10.5	0.168	15.5	0.136	20.5	0.116	25.5	0.103	30.5	0.094	35.5	0.086	40.5	0.080	45.5	0.075	50.5	0.071	55.5	0.067
10.6	0.167	15.6	0.135	20.6	0.116	25.6	0.103	30.6	0.093	35.6	0.086	40.6	0.080	45.6	0.075	50.6	0.071	55.6	0.067
10.7	0.167	15.7	0.135	20.7	0.116	25.7	0.103	30.7	0.093	35.7	0.086	40.7	0.080	45.7	0.075	50.7	0.071	55.7	0.067
10.8	0.166	15.8	0.134	20.8	0.116	25.8	0.103	30.8	0.093	35.8	0.086	40.8	0.080	45.8	0.075	50.8	0.071	55.8	0.067
10.9	0.165	15.9	0.134	20.9	0.115	25.9	0.102	30.9	0.093	35.9	0.086	40.9	0.080	45.9	0.075	50.9	0.071	55.9	0.067
11.0	0.164	16.0	0.133	21.0	0.115	26.0	0.102	31.0	0.093	36.0	0.085	41.0	0.080	46.0	0.075	51.0	0.071	56.0	0.067
11.1	0.163	16.1	0.133	21.1	0.115	26.1	0.102	31.1	0.093	36.1	0.085	41.1	0.079	46.1	0.075	51.1	0.070	56.1	0.067
11.2	0.162	16.2	0.133	21.2	0.114	26.2	0.102	31.2	0.092	36.2	0.085	41.2	0.079	46.2	0.074	51.2	0.070	56.2	0.067
11.3	0.162	16.3	0.132	21.3	0.114	26.3	0.102	31.3	0.092	36.3	0.085	41.3	0.079	46.3	0.074	51.3	0.070	56.3	0.067
11.4	0.161	16.4	0.132	21.4	0.114	26.4	0.101	31.4	0.092	36.4	0.085	41.4	0.079	46.4	0.074	51.4	0.070	56.4	0.067
11.5	0.160	16.5	0.131	21.5	0.113	26.5	0.101	31.5	0.092	36.5	0.085	41.5	0.079	46.5	0.074	51.5	0.070	56.5	0.067
11.6	0.159	16.6	0.131	21.6	0.113	26.6	0.101	31.6	0.092	36.6	0.085	41.6	0.079	46.6	0.074	51.6	0.070	56.6	0.067
11.7	0.159	16.7	0.130	21.7	0.113	26.7	0.101	31.7	0.092	36.7	0.085	41.7	0.079	46.7	0.074	51.7	0.070	56.7	0.067
11.8	0.158	16.8	0.130	21.8	0.113	26.8	0.101	31.8	0.091	36.8	0.084	41.8	0.079	46.8	0.074	51.8	0.070	56.8	0.066
11.9	0.157	16.9	0.130	21.9	0.112	26.9	0.100	31.9	0.091	36.9	0.084	41.9	0.079	46.9	0.074	51.9	0.070	56.9	0.066
12.0	0.156	17.0	0.129	22.0	0.112	27.0	0.100	32.0	0.091	37.0	0.084	42.0	0.079	47.0	0.074	52.0	0.070	57.0	0.066